

地域の郷土食や伝統的な食品加工技術などの「食文化」について、文化財制度に基づく保護を進めていきます。

## 1. 文化財制度とは

建造物、絵画、芸能や工芸技術のような「わざ」、伝統的な祭り、歴史的な集落、町並みなどの「文化財」について、国や地方自治体が指定・登録等を行い、保護（保存及び活用）を図るものです。



## 2. 食文化振興と文化財制度

地域に根付いた食文化は、未来に継承すべき伝統文化の一つであり、また地域活性化にも資する文化資源です。しかしながら、生活様式の変化や担い手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、その継承が危ぶまれる状況にあります。

このため、文化審議会の下で食文化振興について検討を行い、今後郷土食などの食文化についても、文化財制度に基づきその保存・活用を推進すべき等の取りまとめが行われているところです。

## 3. 文化財制度に基づく保護の対象となる食文化

文化財制度では、

- ①衣食住に関する風俗慣習、民俗技術でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（民俗文化財）
- ②無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（無形文化財）

などを「文化財」としています。

食文化に関して言えば、たとえば、地域の自然環境や歴史を反映した特色ある郷土食の風俗慣習・食品加工等の技術や、長い歴史の中で料理人等により継承された芸術性のあるわざなどが「文化財」になり得ると考えられます。



## 4. 文化財制度による保護の効果

「指定」「記録選択」など保護の種類によって、その法的効果は異なりますが、それぞれの食文化を文化財として指定等することで、

①地元の人々に地域の食文化の価値を再認識してもらい、

②他地域からの関心も高まり、

食文化の継承につながることを期待されます。

また、食文化を活用した観光や住民間の交流促進などにより地域の活性化にも役立つことが期待されます。



NPO霧島食育研究会：「霧島・食の文化祭」家庭料理大集合コーナー

## 5. 国による食文化の「登録」について

文化財制度に関して、現在国会提出中の文化財保護法改正法案（2月5日閣議決定）では、無形の文化財について幅広く保護の対象とするため、既存の「指定」制度を補完する「登録」制度を創設することとしています。

「登録」制度が創設された際には、この制度も活用して、食文化の保護を進めていくことを検討しています。

## 6. 国による食文化の「登録」の流れ

食文化の「登録」に当たっては、文化庁が調査を行い文化審議会に諮問しますが、その際、文化庁の発意によるほか地方公共団体からの調査結果等も踏まえ登録候補の選定を行います。

地方公共団体が国による「登録」を希望される場合には、

① 地方公共団体においてそれぞれの食文化の文化的価値を調査

② ①をもとに、

ア) 地方公共団体での「登録」を経て、

イ) 文化財保存活用地域計画の策定を経て、

ウ) これらの過程を経ずに直接、（注2）

} 提案形式（注1）

国による「登録」について文化庁に提案・相談

③ ②をもとに、文化庁において登録候補を選定

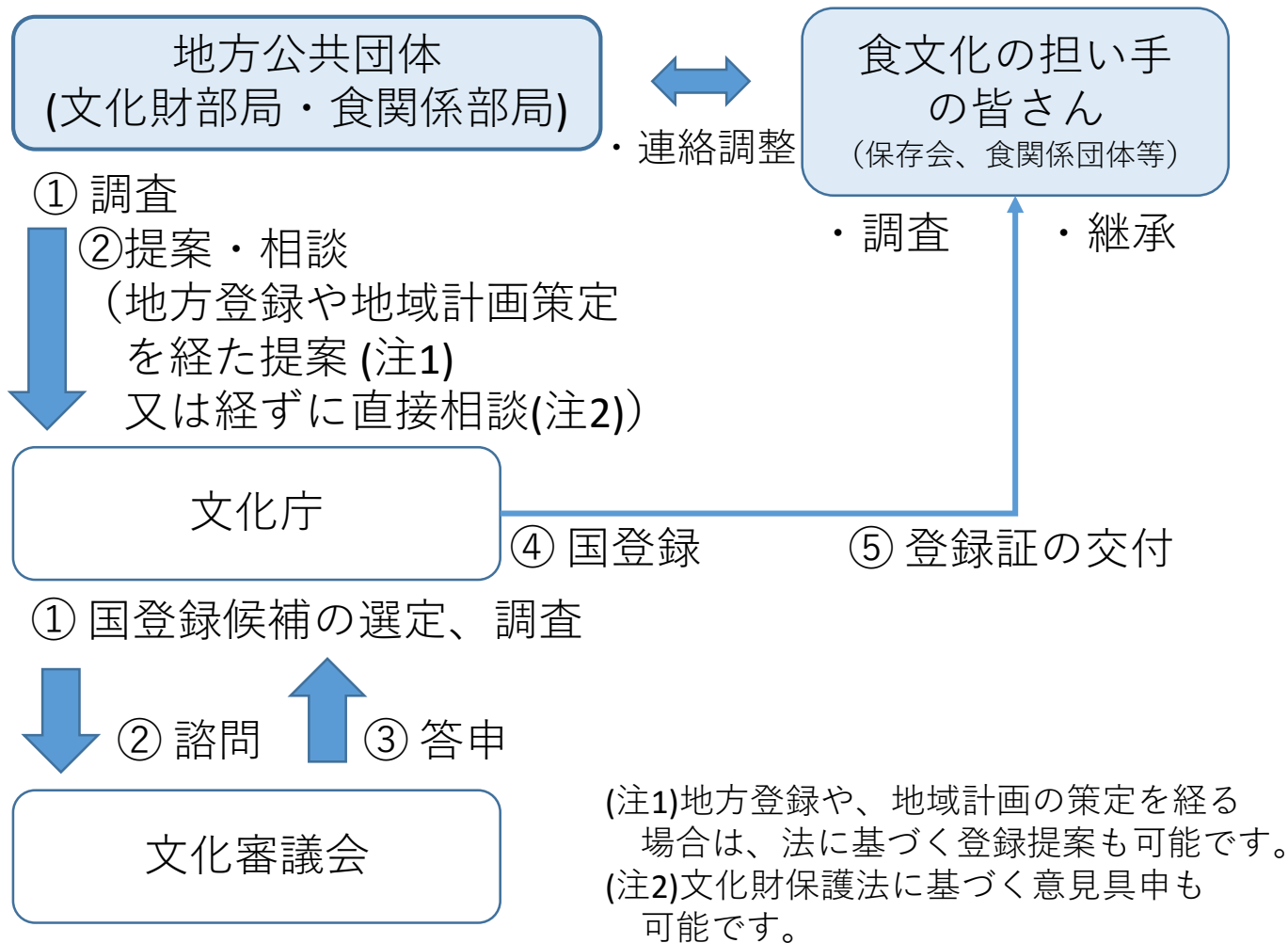
する流れになります。次ページのフローチャートをご参照ください。

（注1）改正法案では、地方公共団体による「登録」が制度化され、地方公共団体が「登録」した文化財については、国による「登録」を「提案」できることとしています。また、文化財保存活用地域計画の策定過程で調査・把握した、文化財の登録提案も可能です。

（注2）文化財保護法に基づく「意見具申」をいただくことも可能です。

(参考) 地方公共団体が、地域の食文化について、  
国による文化財登録を希望される場合の流れ  
(イメージ)

※調査を開始される前に、まず一度、文化庁にご相談ください。



※このほか、文化庁の発意により、登録候補を選定・調査し、文化審議会に諮問を行うことも予定しています。この場合も、登録に当たっては、関係する地方公共団体のご意見を伺わせていただきます。

※現在詳細を検討中であり、また、法案の成立を前提とした内容であることにご留意ください。

○地方公共団体が、食文化の調査に取り組まれる場合には、次の補助事業がご活用できます。

1. 民俗文化財調査費国庫補助事業（郷土食調査）

※令和元年10月7日元文一第129号文化財第一課長通知をご参照ください。

- ① 補助対象：郷土食とその調理・製造等の技術についての調査
- ② 事業主体：都道府県（文化財保護行政担当部局）
- ③ 補助率：1/2

2. 「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業

- ① 補助対象：特色ある食文化の調査（文化的価値の明確化）  
※食文化の保護継承、発信等の取組を含む。
- ② 事業主体：地方公共団体等
- ③ 補助率：定額

○調査に当たって、専門的知見を有する研究機関・有識者等をお探しの場合は、ご相談ください。

○文化財保護法に基づく食文化の保護は、新たな取組です。地方公共団体の皆さまと相談しながら、取組を進めていきたいと思っておりますので、ご関心がございましたら、お気軽にご連絡ください。

お問合せ先：文化庁食文化担当（03-6734-4846）